

# 日本学生射撃スポーツ連盟北海道支部 規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本支部は、日本学生射撃スポーツ連盟北海道支部（以下「本支部」）と称する。

### 第2条 (構成員)

本支部の構成員は、北海道内のライフル射撃競技を行う学生と、それを監督する支部長、副支部長、正会員、参事をもって組織する。

### 第3条 (目的)

本支部は、構成員相互の扶助を図るとともに、北海道内のライフル射撃競技の興隆を目的とする。

### 第4条 (事業)

本支部は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 構成員相互の扶助・親睦に関する活動
- (2) 北海道内の学生ライフル射撃大会の企画及び運営
- (3) 北海道内のライフル射撃競技の普及

### 第5条 (事業年度)

本支部の事業年度は、毎年12月1日始まり、翌年11月30日に終わる。

## 第2章 役員

### 第6条 (役員の種類)

1 本支部に次の役員を置く。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 支部長 1名     | (9) 企画幹事 1名    |
| (2) 副支部長 1名    | (10) 記録幹事 1名   |
| (3) 幹事長 1名     | (11) 広報幹事 1名   |
| (4) 副幹事長 3名以内  | (12) 渉外幹事 1名   |
| (5) 競技審判長 2名以内 | (13) 庶務幹事 1名   |
| (6) 競技普及幹事 1名  | (14) 総務幹事 3名以内 |
| (7) 選手育成幹事 1名  | (15) 段級幹事 1名   |
| (8) 会計幹事 1名    |                |

ただし、必要に応じて各役員の数を増やす、役員の内兼任を認める。

2 前項の役員は総会において選出する。ただし補欠の選出はこの限りでない。

### 第7条 (役員の仕事)

- (1) 支部長は、支部を代表して活動を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときの職務を代理する。
- (3) 幹事長は、支部長を補佐し、支部長の職務を代理する。

- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときの職務を代理する。
- (5) 競技審判長は、大会時の裁定統括を担当する他、大会役員の指導を行う。
- (6) 競技普及幹事は、北海道内のライフル射撃競技の普及に関わる職務を管轄する。
- (7) 選手育成幹事は、支部の選手育成・強化を担う。また法令遵守指導を行う。
- (8) 会計幹事は、支部の会計事務を処理する。
- (9) 企画幹事は、支部が開催する大会その他の企画を行う。
- (10) 記録幹事は、大会記録の管理、書式の統一、学連 HP へのアップロードを行う。
- (11) 広報幹事は、学連 HP の管理、SNS 等での広報活動を行う。
- (12) 渉外幹事は、他支部や社会人との連絡を行う。
- (13) 庶務幹事は、大会で用いる賞杯、景品の管理を行う。また支部の庶務全般を管轄する。
- (14) 総務幹事は、支部の総務全般を管轄する。
- (15) 段級幹事は、競技会報告書の作成を含めた段級申請手続きを行う。

#### **第 8 条（役員の任期）**

1. 役員の任期は支部長及び副支部長は 2 年、その他は 1 年とする。ただし、各役員の再任は妨げない。
2. 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### **第 3 章 総会**

#### **第 9 条（総会）**

1. 定期総会は、毎年 12 月に開催する。
2. その他必要により、臨時の総会を開催することができる。

#### **第 10 条（総会の招集）**

1. 総会は、支部長が招集する。
2. 総会を招集するときは、構成員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の 10 日前までに通知しなければならない。

#### **第 11 条（総会の審議）**

総会は、支部長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 構成員からの支部の活動に関する提案
- (5) 学生役員の人事変更に伴う改正を除く規約等の改正に関する事項
- (6) その他の重要事項

#### **第 12 条（総会の定足数）**

総会は、個人、団体問わずすべての加盟校の代表者数の 3 分の 2 以上の出席及び構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、議長を被委任者とする委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

### **第13条（総会の議決）**

総会の議事は、出席した加盟校代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **第14条（総会の議事録）**

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (3) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長の署名をしなければならない。

## **第4章 役員会**

### **第15条（役員会の構成）**

1. 会の中に役員会を置く。
2. 役員会は、第6条で定める役員及び幹事長が指名する個人をもって構成する。

### **第16条（役員会の招集）**

役員会は、必要に応じ幹事長が招集する。

### **第17条（役員会の審議事項）**

役員会は、幹事長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事案の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない事案の執行に関する事項

## **第5章 会計**

### **第18条（経費）**

支部の経費は、学連会費、大会エントリー代及びその他の収入をもってこれにあてる。

### **第19条（会費）**

1. 構成員は、月額1,000円を学連会費として本支部が指定する方法により納入するものとする。
2. 学連会費は、入会年7月から退会年12月までの間、毎月発生する。
3. 7月以降入会の場合は、入会月からの会費を徴収する。
4. 退会の場合は、退会月までの会費を徴収する。（過納金があるときは、本人の申し出により返金することとする。ただし、申し出期間は退会年の総会または退会日の1か月前までとする。）

### **第20条（会計年度）**

支部の会計年度は、前年12月1日に始まり11月30日に終わる。

### **第21条（会計報告）**

収支計算書を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

## 第6章 その他

### 第22条 (委任)

この規約に定めるもののほか重要な事項は、総会若しくは役員会の議決を経て、幹事長が別に定める。

### 付則

#### 1 役員は、次の者とする。

支部長	和泉 年昭
幹事長	赤坂 美穂
副幹事長	法理 明日馬
競技審判長	阿久澤 秀之
競技普及幹事	小野 壮洵
選手育成幹事	辻 航太
会計幹事	鈴木 絢弓
企画幹事	矢挽 智也
記録幹事	村山 心春
広報幹事	加藤 桃子
渉外幹事	牧野 航平
	奥村 涼
庶務幹事	長尾 匠真
総務幹事	大橋 希花
	鈴木 士元
段級幹事	徳田 暖

#### 2 改正履歴

役員の変更以外の改正に関して以下に記載する。

1. 平成26年1月1日 施行
2. 令和元年11月30日 改正
3. 2023年4月25日 改正